

立教大学学術推進特別重点資金 (立教 S F R)

大学院学生研究

2015年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院	文学	研究科	史学	専攻		
研究代表者 (2016年3月現在のものを記入)	在籍研究科・専攻・学年		氏名				
	文学研究科史学専攻博士課程5年		田村 俊行 印				
指導教員	所属・職名		氏名				
	文学部教授		青木 康 印				
自然・人文・社会の別	自然	・ <input type="checkbox"/> 人文	・ 社会	個人・共同の別	<input type="checkbox"/> 個人	・ 共同	名
研究課題	19世紀英国における医療社会と売春政策—医療チャリティと国家干渉のジレンマを通して						
研究組織 (研究代表者・共同研究者) ※2016年3月現在のものを記入	在籍研究科・専攻・学年		氏名				
	文学研究科史学専攻博士課程5年		田村俊行				
研究期間	2015 年度						
研究経費 (1円単位)	(支出金額) 196,250円 / (採択金額) 200,000円						

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

19世紀後半の英国では、疫学・公衆衛生医学のイデオロギーに基づき売春婦を性病医学的に管理する動きが見られた(「売春の医療化」)。本研究では、この医療化のひとつである接触伝染病予防法(1864~1886年)について、その実践を担った民間医療機関に注目することで、医療化と医業界との関係を検討することを目的とする。

とりわけ注目したのは、法を所管した陸軍・海軍省と医療機関とが結んだ契約内容とその改訂交渉、法が廃止された後の医療機関の動向、その背景にある医療機関側の財政事情である。

そしてこれらの事実を明らかにすることによって、医療機関が売春の医療化に実利的な利害関係を見出していたことを示した。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

{ 売春の医療化 } { 医療とチャリティ } { 病院経営 }

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

陸軍省と海軍省が主導した伝染病法は、売春婦の身体管理プロジェクトとして公式かつ大規模におこなわれた。当時チャリティ団体として活動していた複数の民間医療機関は、軍と協働して実践的な診療や隔離措置を請け負ったが、これにかかわった民間医療機関のひとつに、ロンドンに拠点を置いていたロック病院がある。ロック病院は性病を専門とする医療機関として 1746 年に創設され、貧困層の人々に無償で医療を提供するチャリティ団体として 19 世紀を通して活動をつづけた。

このロック病院と医療化のプロジェクトとのかかわりを検討する際に注目すべきポイントは三つある。一つ目は、陸・海軍とのあいだに結ばれた患者受け入れ協定と、そのあとに接触伝染病予防法(伝染病法)へ移行したこと、二つ目は、伝染病法を所管した陸・海軍との契約交渉、三つ目は、チャリティ団体としての財政事情である。

なお、本研究で利用した主な史料は、ロック病院の運営委員会および特別委員会の議事録(末尾を参照)である。外科医師の団体であるイングランド外科医カレッジが当史料の原物を所蔵しているため、立教 SFR の助成を受けた報告者本人が現地で収集した。

(1) 患者受け入れ協定から公認病院へ

患者受け入れ協定とは、駐屯地や軍港周辺の売春婦たちを陸軍省と海軍省がそれぞれ任意で契約を結んだ病院に入院させ、病院側はその見返りに病床や人数に応じた報酬を「寄付金」として受け取る取り決めのことである。ロック病院と海軍省とのあいだには、1864 年 2 月に契約が結ばれ、3 月 8 日に患者が入院した。これは、同年 7 月の伝染病法の成立に先立つものであった。

具体的には、特定の軍施設の周辺において性病に罹患した売春婦が発見された場合、その地域を管轄する地方保健局が、軍の指示によりその人物を病院まで移送する。移送された患者は軍が契約している病院の病室に収容され、病院の医師がこれを治療し、完治後に再び元いた地域に送り返すという仕組みである。

ロック病院の場合、院内の 25 病床を年間 500 ポンドで海軍省に貸し、また陸軍省には同じ条件で 10 病床が貸し出された。また患者の入院生活にかかる必要経費であるリネン、衣服、洗濯、移送費はすべて軍が弁済する契約になっており、病院側にとっては運営委員会の発言にもあるように、「施設の利害を考慮した」「最も利する」協定となっていた(MS0022/1/1: Minute Book, 1863 Dec 10; MS0022/1/3: General and Special Court Book, 1864 Jan 21)。

このようにして、ロック病院は軍との契約に基づく売春の医療化に関与することになったが、この協定が結ばれる一方で、イギリスの議会では伝染病法案が制定されていた(1864 年 7 月 29 日)。法案の作成は、1864 年 3 月初旬頃におこなわれたことが分かっており、その起草には、病院との協定の窓口になっていた海軍省政務担当次官 C. パジェット卿が中心にかかわっていた。病院と海軍省との協定が結ばれて患者の受け入れが始まったころには、伝染病法の法案作成の動きが既にみられており、いずれも海軍省の役人によって進められていた。

伝染病法の制定は、ロック病院の売春の医療化へのかかわりをさらに深めた。法が通過した年の 8 月 25 日、パジェット卿はロック病院に法文の複写を送ったうえで、同法が規定する「公認病院」への申請をおこなうよう病院の運営委員会に求めている。これは、軍との協定関係から法的保障のある「公式の」制度への移行である。

伝染病法体制への参加の是非は病院の医師委員会に諮られ、同年 10 月 13 日に同委員会からの「拒むべくもない」という見解が提示されたことを理由に、運営委員会は伝染病法体制への参加を決議した。なお、ロック病院で同法に基づく患者受け入れが正式に開始されたのは 1866 年になってからであり、その間は協定が継続して機能した。

(2) 伝染病法の患者をめぐる契約交渉

法へ移行した後、契約内容改訂のための交渉が少なくとも 3 回陸軍省と病院側とのあいだにもたれる(同法に移行後、交渉窓口は陸軍省となった)が、そこには、病院の利害を確保しようとする病院側の姿を認めることができる。

最初に交渉があったのは 1870 年である。陸軍省側からの提案は、患者が少ない夏季に空いたままになっている病床の無駄を省くために、病床ベースではなく、患者の受け入れ実数に基づく契約への変更を望むものであった。

病院側は、病床をベースにした契約料金は時期による患者数の変動を考慮しているため、たとえ患者数の少ない時期であれ、それが直接「病院の収益に還元されている訳ではない」(MS0022/1/1: Minute Book, 1870 Aug 4)と反論したものの、結果としてこの提案を受け入れることになった。ただしその一方で、患者一人あたりの契約金額を 31 ポンド 10 シリングに増額する交換条件を提示し、陸軍省側はこれを受け入れた。

1873 年の契約交渉は、病院側から持ちかけたものであった。陸軍省から送られてくる患者にかかるコストの妥当性に疑問があったとした病院側は、契約料金の値上げを求める根拠を三つ提示した。陸軍省からの要請に基づき病院の増改築を 2 回おこなった(1866、1869 年)ものの、その見返り(建設費の助成)が十分とは言えないこと、食糧費・燃料費の近年の高騰、そして公認病院であるロイヤル・ポーツマス病院の患者一人あたりの契約料金とロック病院とのあいだに差があること(同病院は 40 ポンド)である。さらに病院側は、伝染病法廃止法案が議会で反対多数で否決されたばかりであることにも触れ、契約料金の増加をしても差し支えない時期であるとも念押しした。結局この交渉では、陸軍省側が提示した 36 ポンドのレートで決着がついた。次の 1875 年の契約交渉では、病院側は施設や人員を拡大したにもかかわらず近年の患者の減少により軍からの寄付金が減っていることと、人件費や燃料費の増加を理由

研究成果の概要 つづき

に、44 ポンドのレートを示した。これに対し、陸軍省側は渋々ながらも合意している。

以上のような契約交渉の場面からは、病院にとっての利益を追求しながら売春の医療化にかかわっていた状況が認められる。病院側は、伝染病法から得た利益で拡大した団体規模を縮小することなく、国から請け負ったプロジェクトと、創立以来の医療チャリティとしての活動とを両立させていたのである。特に後者について言えば、同時期に民間人からの寄付金は増え、患者数も増加していたことから、公式のプロジェクトにかかわって以来、チャリティの規模は順調に拡大していたといえる。

(3) チャリティ団体としての病院側の背景

売春の医療化にかかわる中で、ロック病院は医療機関としての実利を見出していた。そしてこの実利にこだわる背景には、小規模医療チャリティ特有の事情があったと考えられる。

ロンドン市内の大規模総合病院の場合、その運営を支えていたのは不動産収入や株式売買・配当利益であったが、小規模医療機関を含む一般的なチャリティ団体の運営は、通常は市民からの寄付金によって支えられていた。それゆえ、安定した活動資金の確保は難しく、常に財政難がつきまとっていた。ロック病院の場合も事情は同じであった。

しかしこれに加えて、協定および伝染病法が制定された 1860 年代のロック病院については、もうひとつ別の事情があった。ロック病院はもともとハイドパーク南にあるグロヴナー・プレイスにあったが、その土地は病院の財産ではなくリース契約によるものであったため、1841 年にハイドパーク北のパディントンに移転することとなった。しかし、当初の計画では新しい病院は中央の病棟に東翼棟・西翼棟を備えた施設として建設が計画されていたが、移転から 20 年以上経過した 1864 年の時点で、資金不足のため東翼棟は着工の目途が立っていなかった。病院運営を安定させ、また当初の病院建設計画の完成を目指したい病院側に見れば、医療化のプロジェクトに病院の利害を見出し「最も利するもの」を選び取ろうとしていたとしても不思議ではないだろう。

実際に、プロジェクトへの参加はロック病院の財政状況を安定させ、施設の完成を手助けしたと言える。たとえば 1866 年には、東翼棟の建設を完成させ利用できる病床数を増やすという条件で、陸軍省側から建設費の補填として 3,600 ポンドが提供された。さらに 1869 年には、中央棟の改築によって病室数を増やすという条件のもと、2,350 ポンドが提供された。こうして、移転時の 1842 年には 40 病床しか持たなかった病院は、1869 年の中央棟改築までに、女性用病床だけでも 180 病床を数える規模へと急成長した。これに加え、陸軍省による「寄付金」は病院の財政規模を拡大させた。1851 年から 1860 年までの 10 年間の病院の平均収入が 1,692 ポンドであったのに対し、1871 年から 1881 年までの平均収入は 5,333 ポンドと、3 倍超の増加を見せている。

そしてこのような実利関係は、病院と軍との関係が終わりを迎えた後に明確にあらわれた。ロック病院では毎年年初旬にその前年の活動状況を記した報告書を作成し、寄付者などに配布していたが、伝染病法が廃止されたあとの報告書を見ると、「当施設は…主として寄付と遺産贈与に依存している」(MS0022/4/2: Annual Report, 1888)、「当施設は…政府からの支援は受けていない」(MS0022/4/2: Annual Report, 1889) という、それまで見られなかった新しい文言が挿入されている。この文言は、「伝染病法に反対していたために、そして政府とロック病院とのつながりに疑問を感じていたために寄付を差し控えていた者たち」(MS0022/4/2: Annual Report, 1887) に対する寄付の呼びかけであったと考えられる。このことは、ロック病院にとって医療化のプロジェクトは非常に重要な原資であったことを物語っていると言える。伝染病法が廃止されたロック病院はその穴を埋めるために、「さまざまなソースから資金を補充しなくてはならぬ」になっていたのである (MS0022/1/3: General and Special Court Book, 1886 Dec 16)。

(4) 結論

従来の研究では、19 世紀後半に見られた売春の医療化が、同時代の疫学・公衆衛生学的イデオロギーによって正当化されたことを明らかにしてきた。この一方で本研究で注目したのは、法とイデオロギーに基づく医療化のプロジェクトを現場で実践的に支えていた民間の医療機関であるロック病院が、このプロジェクトに医療機関としての実利的な利害関係を見出していたという点である。そしてそのような行動の背景には、チャリティ団体としての財政事情があったということである。

(5) 一次史料

London Lock Hospital Papers. (unpublished) [Royal College of Surgeons of England]

MS0022/1/1: Minute Book.

MS0022/1/3: General and Special Court Book.

MS0022/2/4/2: Hospital House Committee.

MS0022/4/2: Annual Report.

MS0022/6: Correspondence & Plates; History of the Lock Hospital.

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

2016年3月現在で発表したものはない。